「県内事業者省エネ設備導入支援事業補助金」 ~よくある質問~

共通

- Q. 他の補助金との併用はできますか。
- A. 原則として、併用できません。

Q. 新たに設備を導入する場合も対象となりますか。

A. 本事業は、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境にある事業者を支援する目的 となっております。そのため、省エネ設備に関しては、既存設備の更新のみを対象とし ており、新築の建物への設置や新たな導入については、対象外となります。

Q. 新築・購入等によって新たに事業所とする予定の建物に設置する取組は対象となりま すか。

A. 本事業は、エネルギー価格の高騰により厳しい経営環境にある事業者を支援すること、 事業者の脱炭素に向けた取組を支援することが目的となっております。そのため、申請 時点において既にエネルギーを使用している既存の建物が対象となり、建築中であるな ど、申請時点において申請者自身がエネルギーを使用していない建物については対象外 となります。

Q.空調更新と照明のLED化を別々の建物で実施しても対象となりますか。

A. 対象となります。計画書には、それぞれの実施場所を記載してください。

Q. 複数の建物で事業を行う場合、補助上限額はどうなりますか。

A. 補助上限額200万円は、事業者ごとの上限額となっておりますので、複数の建物で 事業を実施された場合でも、200万円が上限となります。

Q. 支援対象となる設備の更新台数に上限はありますか。

A. 設備の台数に上限はありませんが、複数の設備を更新された場合でも、事業者ごとに 200万円が補助上限額となります。

Q. 既存設備の処分費用も対象となりますか。(9月22日修正)

A. 既存設備の<u>処分</u>に係る費用は補助の対象外です。工事費の見積書については、処分費用を除いて作成するか、設置費用と撤去費用、処分費用の区別がわかるように作成をお願いします。

Q. 省エネ設備をリースで導入する場合は補助対象となりますか。

A. リース会社がリース用の設備として設備を購入する場合は、補助金相当分、リース料金を減額することを条件に補助の対象となります。(実績報告の際に料金表や契約書の写し等のリース料金がわかる資料の提出をお願いします。)

- Q. 消費税はどのように扱えばいいですか。
- A. 消費税は補助対象外ですので、事業費から除外してください。
- Q. 様式第2号収支予算書の「前年度予算額」の欄には何を記載すればいいですか。
- A. 記載の必要はありませんので、空欄のままご提出ください。

様式第2号(第5条、第11条関係)									
収支予算(決算)書									
1	収入の部								
	区分	本年度予算額	F.	前年度予算額 比較増減 (本年度予算額) 増		比較増減		備考	
		(本年度決算額)	\supset			減			
	自己資金	円		記載不要	Ħ	円	円		
	県費補助金								
	寄付金その他								
	合計								

Q. 申請からどれくらいで交付決定されますか。(9月4日追加)

A. 通常、申請書類が揃ってから2~3週間ほどで交付決定します。なお、申請の内容によってはそれ以上のお時間をいただく場合がございます。御了承ください。

Q. テナントや貸し会議室など、建物またはスペースを貸し出している場合は、補助対象 となりますか。(10月 26日追加)

A. 申請者が対象設備の所有者であり、かつ電気料金を負担している場合に限り、補助対象となります。借主が電気料金を負担している場合は、補助の対象外となります。

空調更新

- Q. どの製品に更新した場合に補助対象となりますか。
- A. 一般社団法人環境共創イニシアチブが定める「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 公募要領」の別表1に記載の対象設備の基準値を上回る電気式パッケージエアコン(業務用エアコン)に更新する場合に限り、補助対象となります。ただし、事業所において家庭用モデルのエアコンを使用する場合は、統一省エネラベルの省エネ性能が星3以上の製品を対象とします。

Q. APF2015 の数値であれば基準値を上回っているのですが、補助対象となりますか。 (9 月 4 日追加)

A. 補助条件として準用している「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業 費補助金 公募要領」別表1に記載の基準値は、APF2006の数値により設定されており、 APF2015の数値とは比較が出来ないため、APF2006の数値が基準を満たさない限りは対象外となります。

Q. 別表1に記載のない機器は、補助対象外ですか。(9月4日追加)

- A. 下記のいずれかに該当する場合は補助対象となります。
 - 1 各性能区分の定格冷房能力において、最大の能力を超える場合 対象外となります。ただし、室外機を連結して導入する場合は、連結前の室外機が それぞれ基準を満たしていれば、対象となります。
 - 2 各性能区分の定格冷房能力において、最小の能力未満の場合 最小の能力における基準値を満たしていれば、対象となります。
 - 3 区分間の定格冷房能力の場合その下の能力における基準値を満たしていれば、対象となります。例) ビル型 18.0kW の場合→16.0kW の基準値(5.2以上)を満たせば対象

照明のLED化

Q. LED管や電球のみを取り替える場合も補助対象となりますか。

A. 照明器具全体をLED照明器具に更新する場合に限り、対象となります。LED管の みの取替えや、安定器の取り外しなどの既存の設備の改造工事は対象となりません。

Q. 一部、LED管や電球のみを取り替える箇所があっても補助対象となりますか。(9月4日追加)

A. 照明器具全体をLED照明器具に更新する工事区画に限り対象となります。 そのため、見積書は補助対象経費のみを記載する形で作成し、補助対象外(LED管 や電球のみを取り替える工事等)の経費を含まないようにしてください。

Q. 既存のLED照明の更新も補助対象となりますか。

A. 対象となりません。蛍光灯や水銀灯など、LED照明器具に更新することで一定の省 エネ効果を得られる更新に限ります。

Q. どの製品に更新した場合に補助対象となりますか。(9月22日一部追加)

- A. LED照明であれば、特段、製品の指定はありません。 ただし、蛍光ランプ、白熱電球、放電ランプ、電球形LEDランプと互換性を有する 口金をもつものは対象外としております。
 - ※ この他にも、問合せの多い質問については随時、追加更新します
 - ※ 今後、表現等を修正する可能性がありますのでご了承ください